

法附則第2条第2項に定める者（いわゆる現任者）について（試案）

1. 省令で定める施設について

大学院における実習施設として定める施設に準ずる。なお、大学院における実習施設については、当該施設における指導担当者等の要件も定めるものとして整理しているが、指導担当者等の要件は定めないこととする。

実習施設に含まれない一部の施設（私設の心理相談室等）については、業として行った行為の内容や勤務の状態が客観的にわかる場合において省令で定める施設として取り扱うこととする。

2. 期間について（5年の換算方法）

法附則において、法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていた期間が5年以上である者に受験資格の特例を認めることとしている。

原則として、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間とする。いわゆる現任者については、雇用形態が非常勤である者や兼業をしている者が一定数いると考えられるが、雇用の実情を踏まえ、例えば常態として週●日以上の勤務であった期間についてのみ認めることとする。

3. 受験資格の特例に係る手続き等について

受験資格の特例の申請に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、証明権限を有する施設の代表者による証明書の提出を求めることとする。

私設の心理相談室等、その業態や業として行っている事実について証明を行う際には、例えば、登記簿謄本等、客観的に業務をしていることが分かるものを併せて提出することを求める。

4. 当該行為を業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者の取扱いについて

法律上、法が施行される際現に業務を行っている必要がある。なお、言語聴覚士の場合、「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認めていたことを踏まえ、今後「その他その者に準ずるもの」の範囲を検討する。